

論文

知的障害児の主体性形成の視点からの 特別児童扶養手当制度（二）

福 島 正 剛

目 次

はじめに

- 1 子ども家庭福祉領域および障害福祉領域における知的障害児の主体性の形成
 - (1) 子ども家庭福祉領域における主体性の形成の視点からの評価軸の導出
 - (2) 障害福祉領域における主体性の形成の視点からの評価軸の導出
 - (3) 小括
- 2 特別児童扶養手当（以下「特児扶手」）および障害児福祉手当の社会的障壁
 - (1) 特児扶手および障害児福祉手当の認定基準について
以上前号（一）
 - (2) 特児扶手および障害児福祉手当の支給手続きについて
 - (3) 特児扶手および障害児福祉手当の額について
- 3 イギリスの障害児に関する社会手当について
 - (1) イギリス障害者生活手当（Disability Living Allowance）の概要
 - (2) イギリス障害者生活手当（DLA）制度
以下次号（三・完）
- 4 特児扶手および障害児福祉手当の社会的障壁の除去、縮減
 - (1) 特児扶手および障害児福祉手当の認定基準について
 - (2) 特児扶手および障害児福祉手当の支給手続きについて

(3) 特児扶手および障害児福祉手当の額について

5 イギリス介護者手当 (carer's allowance) からの示唆
おわりに

(2) 特児扶手および障害児福祉手当の支給手続きについて

①支給手続きの問題点

㊦支給手続き

手当の支給を受けるには、受給資格者が特児扶手認定請求書に医師又は歯科医師診断書等を添付して提出し (特児扶手法施行規則1条)、都道府県知事あるいは指定都市の長の認定を受けなければならない (特児扶手法5条1項)。特児扶手の認定要領の2(4)には、障害の認定は特児扶手認定診断書によって行われるが、これのみでは認定が困難な場合は、必要に応じて療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検査等を実施することとされている。

また、「4 障害の認定に係る診断書等について」の項では、(3)に「障害児が療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けているときの取り扱いについては、障害の程度が「A」と記載されているものは令別表第三の一級に該当するものと認定してさしつかえないこと」とされている。

図 1

様式第4号

<改正後>
(表 面)

(別添5)

特別児童扶養手当認定診断書

(知的障害・精神の障害用)

氏名 (ふりがな)		住所 (住所地の郵便番号)		生年月日	平成	年	月	日生 (歳)	性別	男・女	
住 所		都道 府県		市区							
① 障害の原因となった傷病名		ICD-10コード()									
② 傷病発生年月	主な精神障害	平成	年	月	③ 合併症	精神障害					
	合併精神障害	平成	年	月		身体障害					
	合併身体障害	平成	年	月		④ ①のため初めて医師の診断を受けた日 平成 年 月 日					
⑤ 現病歴(陳述者より聴取)		陳述者の氏名 患者との続柄									
ア 発病以来の病状と経過		イ 発病以来の治療歴 (病院名) (治療期間) (入院・外来別) (病名) (主な療法) (転帰) (ア) 年 月 ~ 年 月 入・外 (イ) 年 月 ~ 年 月 入・外 (ウ) 年 月 ~ 年 月 入・外 (エ) 年 月 ~ 年 月 入・外									
⑥ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴を陳述者より聴取の上、できるだけ詳しく記入してください。)		ア 発育・養育歴			イ 教育歴 乳児期 不登校 小学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校 (普通学級・特別支援学校) その他						
現在の病状(平成 年 月 日現在)											
現 病 状	⑦ 知能障害等		現在の病状又は状態 1 知的障害 知能指数又は発達指数 (IQ・DQ)) テスト方式 () テスト不能 判定 (重度度、重症、中症、軽度) 判定年月日 (平成 年 月 日) 2 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 3 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 () 4 その他 ()					現在の状態について、その程度・症状・地方等を具体的に記載してください。			
	⑧ 発達障害関連症状		1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 ()								
	⑨ 意識障害・てんかん		1 意識障害 2 (夜間)せん妄 3 もろろ 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不眠症 7 その他 () てんかん発作のタイプ () てんかん発作の頻度 ((年・月・週) 回程度)								
	⑩ 精神症状		1幻覚 2妄想 3自閉 4解離 5感情の平板化 6不安 7恐怖 8強迫行為 9思考障害 10心気症 11中毒嗜癖 12うつ状態 13うつ状態 14その他 ()								
	⑪ 問題行動及び習癖		1興奮 2暴行 3多動 4拒絶 5自殺企図 6自傷 7破壊 8不潔 9放火・弄火 10器物破壊 11徘徊・浮浪 12盗み 13性的逸脱行動 14排泄の問題 (尿失禁、便失禁、便こね、その他) 15食事の問題 (拒食、異食、大食、小食、偏食、その他) 16その他 ()								
	⑫ 性格特徴										

(裏 面)

現 症	⑬ 日常生活能力の程度 (必ず記入してください)	1 食事 (金介助・半介助・自立)	5 入浴 (金介助・半介助・自立)
		2 洗面 (金介助・半介助・自立)	6 危険物 [全くわからない・特定の物、] [場所はわかる・大体わかる]
		3 排泄 [おむつ必要・おむつ不要]	7 睡眠 [夜眠らず騒ぐ・時々不眠] [寝ぼける・問題なし]
		4 衣服 [脱げない・着れない・] [ボタン不能・自立]	
		上記の内容を具体的に記載して下さい。	
⑭ 要 注 意 度	1 常に嚴重な注意を必要とする	2 随時一応の注意を必要とする	3 ほとんど必要ない
⑮ 医学的総合判定 (必ず記入してください)			
⑯ 備 考			

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消して下さい。)

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

記入上の注意

- この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなる場合がありますので、詳しく記入してください。
- ×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けて記入してください。
- ④の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障害者が障害の原因となった傷病については初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- ⑦から⑩までの欄には、それぞれの欄の症状又は行動について該当するものを○で囲んでください。
- 知的障害の場合は、知能指数又は発達指数及び検査方法を⑦の欄に記入してください。
- 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要となります。
- ⑪の欄は、⑦から⑩までの欄に記載する注意を要する症状の有無、程度及び頻度に応じて該当するものを○で囲んでください。
- 診断医が「精神保健指定医」である場合には、氏名の上にその旨を記載してください。また、診断医が精神保健福祉センター、児童相談所又は知的障害者更生相談所の医師である場合には、「病院又は診療所」のところに、その精神保健福祉センター、児童相談所又は知的障害者更生相談所の名称を記入するだけで、「所在地」、「診療担当科名」は記入する必要はありません。

※診断書様式は佐賀県の様式を引用¹

療育手帳については法律上の根拠はなく²、昭和48年9月27日付けで発出された児発第725号通知に依っている。同通知の第3に障害の程度の判定の項目があり、「A」の18歳未満の者については、平成24年8月20日付障発0820第3号の規定を引用しており、それによると知能指数がおおむね35以下の児童であって、「ア 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適用が著しく困難である イ 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とするもの」のいずれかであって、日常生活において常時介護を要する程度のものでされている。

一方、障害児福祉手当の支給手続きは、認定請求書に診断書等を添付して

都道府県知事、市長又は町村長に提出することによって行われる（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令2条）。請求書の記載事項についてはおおむね特児扶手の記載事項に準じており、診断書の様式は特児扶手とほぼ同様である³。そして、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」では、障害程度の認定は、原則として診断書によって行う旨が記載されている。

④支給手続きの社会的障壁

まず、特児扶手の支給認定に用いられる上記の診断書であるが、IQ等に基づく知的障害の程度、問題行動、日常生活能力の程度が記載され、医学的综合判定が記載される。この診断書からは、医学的综合判定が認定の決め手であるように解することができ、そうであるなら医学モデルを前提にしているといえるだろう。そして、認定の判断は、原則として特児扶手認定診断書によって行われることとなるが、診断書のどの項目をどのように認定基準にあてはめるのかがブラックボックスになっている。とりわけ、認定基準上に示されている「知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面において援助の必要度を勘案して総合的に判断する」ことと診断書との関連が不明である。さらに、日常生活能力の判断に当たって、認定要領上の「身体的機能、精神的機能を考慮の上、社会的適応性の程度によって判断するよう努める」といった基準について、診断書でどのように読み取るのか、読み取ることが困難だとすれば、誰がどのような資料でどのように判断しているのかが明確にされていない。障害児の主体性の形成のためには、障害児およびその保護者にとって認定プロセスの可視化が必要であろう。これは、手続きへの参加という意味で社会参加への社会的障壁と考えられる。

さらに、当該診断書では、⑩の日常生活能力を判断する上で、わからなくさせている環境因子をどのように考察するか明らかではない点、そして、当該診断書では、社会参加、地域への参加について判定することは困難であることも、障害児の主体性の形成の視点からは社会的障壁を形成しているといえるだろう。

また、療育手帳のA判定をそのまま1級と認定できるとする点も、療育手帳Aの認定基準が「知能指数がおおむね35以下の児童であって」、「食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適用が著しく困難であること」等とされており、知的障害の程度及び介助の程度と社会生活への適用が結び付けられている点で医学モデル的色彩が濃厚であるといえるだろう。そして、ここでも地域への参加や社会参加の視点を見出すことはできない。

この点で、現行の支給手続きは社会的障壁を形成しているといえるだろう。

一方、障害児福祉手当は、障害児本人に支給されるとなるのにもかかわらず、障害児本人の手続きへの参加に関する配慮がなされていない。特に年長の障害児には、請求書の意味を理解できるようなイラストや、別紙でのわかりやすい解説書等の工夫が必要であろう。

さらに、障害児福祉手当の所定の診断書は、おおむね特児扶手の診断書と同様である点で、特児扶手と同様の問題を孕んでいる。

これらの点からみれば、現行の障害児福祉手当の支給手続きも知的障害児をできなくさせており、社会的障壁となっているといえるだろう。

(3) 特児扶手および障害児福祉手当の額について

①特児扶手及び障害児福祉手当の支給額

特児扶手法4条および法施行令5条の2に特児扶手の額が規定されており、令和2年4月から支給月額は1級52,500円、2級34,970円とされている⁴。

また、障害児福祉手当は、特児扶手法18条及び法施行令9条の2で月額14,880円とされた⁵。

②手当の支給額と社会的障壁

特児扶手額については、まず、その手当額の根拠が不明確であることが指摘できるだろう⁶。昭和39年5月27日に開催された社会労働委員会議事録にも黒木政府委員が「児童扶養手当の給付額に右へならいした」と発言してい

る。

ところで、田中智子は自らの家計調査に基づき、障害児ケアにかかる費用の詳細な検討を行っている⁷。

調査対象は36名で、就学前4名、小学生15名、中学生8名、高校生9名、療育手帳の等級は、重度23名、中度5名、軽度7名、非該当1名である。当該調査は、障害児本人の行動にかかる支出、本人を含む生活にかかる支出の記入を求めている。

その調査結果では、支出合計の平均は、92,149.8円となっている。調査実施時期は2011年であり、令和2年度の特児扶手1級の52,500円を上回っている。

特児扶手が、障害児の養育に必要な追加的費用の補填を目的としていることからすれば、田中の調査は、現行の手当額ではこの目的を達成できないことを示している。当該調査に、社会参加、地域への参加に関する費用が含まれているか不明であるが、仮に含まれていないとすれば、さらに乖離は大きくなる。

田中は、中高生の教育に関する費用が、障害児のいる家庭では障害児のいない家庭よりも低いとの調査結果について、障害児のいない家庭では母親の就労によりその費用を賄っているのであり、家計に占める養育費用は障害児のいる家庭が高い傾向にあるとしている⁸。また、矢嶋理絵により、特児扶手について、施設入所費や生活保護法の他人介護料と比較してその額は十分とはいえない⁹との指摘もある。

いずれにしても、現行制度では特児扶手の額が追加的費用として、何をどのように勘案しているのか明確にされておらず、ブラックボックス化されている。田中の調査にも見られるように現行の手当額では追加的費用の補填としては不足する可能性もあり、やはり国は積算根拠を明らかにすべきだろう。その際、社会参加や地域への参加費用の額やその根拠も示すべきである。このような点が明らかでない現行制度は、手当額についても知的障害者にとって社会的障壁となっている可能性があるだろう。

一方、矢嶋里絵は、医療費、ガソリン代、タクシー代、電気代、住宅改修費、福祉サービスの利用者負担額等が追加費用として支出され、2006年の大阪障害者センター障害支援システム研究会の調査結果から障害ゆへの特別な支出（サービス利用料金は除く）は、「1万円未満」40.5%、「3万円未満」27.4%、「5万円未満」9.59%、「10万円未満」4.1%、「10万円以上」0.7%だとし、平成25年度の障害児福祉手当は月額14,280円¹⁰であり、障害児の十分なニーズに対応できていないとする¹¹。これは、現行の障害児福祉手当をもってしても障害児の十分なニーズに対応できていないであろう。ましてや、地域への参加、社会参加に関する費用も積算すればさらに乖離は拡大する。

ここでも特児扶手と同様に、現行の額では追加支出を賄うことができない可能性があり、社会参加、地域への参加にとって十分な額とはいえず、現行の障害児福祉手当の支給額は、社会的障壁を形成している可能性があるだろう。

3 イギリスの障害児に関する社会手当について

(1) イギリス障害者生活手当（Disability Living Allowance）の概要

本号では、次号で試みる現行の特児扶手および障害児福祉手当の社会的障壁の除去、縮減についての考察の前提としてイギリスの障害児に関する社会手当から示唆を得るため、障害者生活手当（Disability Living Allowance 以下「DLA」と表記。）制度を概観する。

なお、介護者手当（Carer's Allowance）制度については、別途次号で論じる。

イギリスにおける障害児に関連する社会手当は、1992年に制定された社会保障拠出および給付法（Social Security Contributions and Benefits Act 1992¹²以下「法」と表記する。）で規定されている¹³。

本稿では、わが国の特児扶手、障害児福祉手当と類似の制度と比較することによりイギリス法からの示唆を得ようというものであるから、法に規定さ

れている障害者生活手当（DLA）を考察の対象とする。障害者生活手当（DLA）¹⁴は、障害児を有することによって生じる追加的費用を援助するための無抛出の手当¹⁵である点で、わが国の特児扶手及び障害児福祉手当と類似性を有するからである。

わが国の特児扶手および障害児福祉手当の支給年齢は20歳未満である（特児法2条1項）が、イギリスの障害者生活手当（DLA）は16歳未満の者に対する支給となっており、16歳に達した者は、個人自立支払（Personal independence payment）に移行する¹⁶。支給年齢の点では、わが国の制度とイギリスでは異なっている。しかし、本稿では認定基準、支給手続き、支給額を比較するものであり、支給年齢の違いは本稿における考察には影響を及ぼさない。

（2）イギリス障害者生活手当（DLA）制度

①手当の目的

既に述べたが、障害者生活手当（DLA）の目的は、16歳未満の同年齢の子どもと比較して移動困難やより多くのケアに要する追加的費用を助成することである¹⁷。

②障害者生活手当（DLA）の種類

障害者生活手当（DLA）は、介護部分（care component）と移動部分（mobility component）により構成されている（法71条（1））¹⁸。

③介護部分（care component）について

㊦支給資格

- ・イギリスに住所または居所を有すること（法71条（6））。
- ・支給開始まで3ヶ月が経過し、その期間は支給要件を満たすこと（法72条（2）（a））。
- ・支給開始後6か月間支給が見込まれること。ただし、6か月以内に死亡した場合は開始から終了まで（法72条（2）（b））。
- ・16歳未満であること（法72条（1A））¹⁹。

- ・終末医療の者には受給に関する期間制限は適用されない（法72条（5））。
- ・原則としてケアホームに入所していないこと（法72条（8））。

④支給要件・認定基準（法72条（1））

- ・身体的または精神的に重度の障害があること
 - i) 身体機能（bodily function）に関連して1日の大部分を他者の付き添い（attention）が必要であること
 - ii) 食材により調理することができないこと
- ・身体的または精神的に重度の障害があるため終日他者による以下のことを充足すること
 - i) 身体機能（bodily function）に関連して終日、常に付き添うこと
 - ii) 本人または他者に対する重大な危険を回避するため1日を通して常に見守り（supervise）が必要であること
- ・身体的または精神的に重度の障害があるため夜間に次の要件を充たすこと
 - i) 身体機能（bodily function）に関連した他者による長時間または繰り返し付き添うこと
 - ii) 本人または他者への実質的な危険を避けるために他者による介護のため長時間または常時起きていること

⑤支給手続き²⁰

障害者生活手当（DLA）の支給を受けるには以下の手続きによる。

- i) 障害児（16歳未満）の保護者は、所定の申請書²¹に記載し所管行政庁である労働年金省（Department for Work and Pension、以下「DWP」。）に提出する。
- ii) 手当の決定は、医療の専門家ではない労働年金省（DWP）の担当官がガイドラインを参照して行う。
- iii) 労働年金省（DWP）の担当官は、十分な情報がない場合は、子どもの小児科医（paediatrician）やかかりつけ医（general practitioner）、専門の看護師等に簡潔な報告書を要求する。子どもが学校に通っている場合は、担当官は、学校に対して教育、健康、特別支援教育に関する

る計画等を要求する。これらによっても情報が不十分な場合は、労働年金省（DWP）が承認した医療の専門家がアセスメントする。

iv) アセスメントでは、労働年金省（DWP）が承認した医療の専門家が、申請書に基づき幼児や年少の子どもには保護者に、年長の子どもには直接質問する。

v) 労働年金省（DWP）が承認した医療の専門家は、アセスメントの結果を年金労働省（DWP）の担当官に送付し、労働年金省（DWP）の担当官は、支給の要否、支給額を決定する。

③支給額²²

- ・ 最も高いレート（Highest rate）89.15ポンド/1週間
日中と夜間の両方に継続的な支援が必要な場合（法72条（4）（a））
- ・ 中間のレート（Middle rate）59.70ポンド/1週間
日中または夜間に継続的な支援が必要な場合（法72条（4）（b））
- ・ 最も低いレート（Lowest rate）23.60ポンド/1週間
日中に継続的な支援ではないがいくらかの支援が必要な場合（法72条（4）（c））

④移動部分（mobility component）（法73条）

①受給資格

- ・ イギリスに住所または居所を有すること（法71条（6））。
- ・ 支給開始まで3ヶ月が経過し、その期間は支給要件を満たすことまたは満たす可能性があること（法73条（9）（a））。
- ・ 支給開始後6か月間支給が見込まれること。ただし、6か月内に死亡した場合は開始から終了まで（法73条（9）（b））。
- ・ 16歳未満であること（法73条（4A））²³。
- ・ 終末医療の者には受給に関する3ヶ月の待機期間は適用されない（法73条（12））。
- ・ 支給開始年齢（法73条（1A））
 - i) 高いレートを支給する場合は、3歳以上

ii) 低いレート支給する場合は、5歳以上

なお、介護部分（care component）で規定されていたケアホーム入所者への不支給規定は移動部分（mobility component）には規定されていない。

㊟支給要件・認定基準

- ・歩行できないまたは事実上歩行できないという身体障害に苦しんでいること（法73条（1）（a））。

規則²⁴12条（1）

(a) 居住の場所や雇用の場所などの特別の環境を顧慮することなく、全体としての身体的条件が次の何れかを充たす必要がある。

i) 歩行できない

ii) スピード、距離、時間又は重度の不自由さを伴わずに歩を進めることができないため、外出するための歩行能力が制限されている。

iii) 歩行に要する動作が生活上危険をもたらす又は健康に重大な悪化を導く可能性がある。

(b) 両足が、足首以下または足首以上切断されている又は片足が切断されている又は両足が切断されていると同程度の状態である。

規則12条（4）

規則12条（1）（b）を除き、次の場合、法73条（1）（a）の条件を充たさない。

補装具によって歩行することができなくはないまたは事実上できなくはない。

- ・重度の視力障害及び一定の他の要件の充足（法73条（1 AB））

規則12条（1A）

ここでの一定の重度の視力機能障害とは、以下の要件を充足することを要する。

(a)

i) 3/60未満の視力

ii) 3/60以上6/60未満の視力であるが、視野の周辺が欠けているかつ中央の視野が全体で10度以下

(b) 法に言う一定の他の要件とは、眼科医から重度の視力障害又は失明との認定を受けることである²⁵。

- ・ 視力及び聴覚障害かつ一定の他の要件の充足（法73条（2））

規則12条（2）

失明は100%視力を失った状態であり聴力消失は補聴器を使用しても絶対的聴力の80%未満であること。

規則12条（3）

一定の他の要件とは、その人の失明と聴力消失の複合効果のために、他人の援助なしには、目的の場所または必要な場所に外出できないことをいう。

- ・ 重度の精神障害かつ重度の行動障害かつ常に付き添いかつ1日を通して常に見守り（supervise）、夜間に長時間または繰り返し付き添い、本人または他者への実質的な危険を避けるために長時間または常時起きて介護すること（法73条（3））。

規則12条（5）

重度の精神障害は、脳の機能の発達が抑圧されたり不完全だったりすることで苦しんでいること、また、そのことで知的機能や社会的機能が重度の機能障害を引き起こしていることを要する。

規則12条（6）

行動障害に該当する場合は、破壊的行動を示す次の場合である。

- (a) 激烈である。
- (b) 自分自身を傷つける又は他者を傷つける又は物を壊すことを防ぐために介入したり拘束したりする他者を通常要求する場合
- (c) 起きているときは何時でも見守り等が必要であることの予測が不可能である場合

- ・ 歩行はできるが重度の身体機能または精神機能の障害のため、慣れたルートを除き他者からの案内（guidance）や見守り（supervision）がなければ外出できない（法73条（1）（d））。なお、16歳に達する以前においては、次の場合、上記は充足しなくてよいと修正される（法73条（4A））。
 - (a) 同年齢の健常者が案内（guidance）や見守り（supervision）を受けるよりもより多くの案内（guidance）や見守り（supervision）を要する場合、または
 - (b) 案内（guidance）や見守り（supervision）を要しない同年齢の健常者よりも多くの案内（guidance）や見守り（supervision）を要する場合

④支給手続き

介護部分（care component）と同様。

④支給額²⁶

- ・ 高いレート（Higher Rate）62.25ポンド/1週間
 - まったく歩行できない場合、歩行が極めて困難な場合、聴覚と視覚が不自由で外出時に介助者が必要な場合、行動障害を伴う強度の精神障害

- 者で高いレートの介護部分の手当を受給している場合（法73条（11）（a））
- ・低いレート（Lowe Rate）23.60ポンド / 1 週間
- 歩行は可能であるが外出には介助者が必要な場合（法73条（11）（b））

以下次号

注

- 1 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0032239/3_2239_5_2014528143335.pdf.accessed14May2020.
- 2 療育手帳制度が法律上の根拠がないということ自体、別途検討が必要である。
- 3 例えば、下記熊本県の様式を参照。https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=24072&sub_id=1&flid=151644.accessed24Jury2020. 主な違いは、特児扶手診断書様式の「医学的総合判定」の欄が障害児福祉手当の診断書には存在しない。
- 4 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>.accessed24Jury2020.
- 5 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>.accessed24Jury2020.
- 6 田中智子も同様の指摘をしている。前号（一）注24前掲書268頁。
- 7 田中智子「子育てとケアの境界 家計構造からみた障害児ケアの困難」『障害者問題研究第42巻第4号』（2015年）266頁～273頁。
- 8 田中智子「家計からみる知的障害者家族の生活：障害・ケア・貧困の構造的把握に向けて」北海道大学、博士（教育学）乙第7056号（2018年）37頁表3-10参照。
- 9 矢嶋里絵「障がいのある子どもの育児と家族支援」古橋エツ子、床谷文雄、新田秀樹編『家族法と社会保障法との交錯 本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014年）426頁。

2019年9月30日までの生活保護における他人介護料は、70,300円である。また、入所費用については、最も重度の支援区分6の場合、455単位なので、地域により異なるが1単位10円とすれば、月の日数が30日であれば136,500円となる。

- 10 令和2年4月1日から14,880円となり0.5%引き上げられる。「令和2年3月9日開催の障害保健福祉関係主管課長会議資料」企画課<https://www.mhlw.go.jp/content/000605961.pdf>, accessed 11Apr.2020.
- 11 注9前掲書418頁。
- 12 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1992/4/contents/enacted> の Revised Version 30/11/2018を使用。Accessed, 11April2019. なお、社会保障拠出および給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992) の条本を示す場合は法〇条と表記する。
- 13 社会保障拠出および給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992) 制定までの経緯については、一圓光彌「イギリスにおける障害者に対する所得保障体系とその特徴」(海外社会保障研究 2002No.140) 及びWikeley, Ogus, Barendt's "*The Law of Social Security 5th edition*", Oxford University Press, 2005. pp.675-pp.679が参考になる。なお、岩間大和子「家族介護者の政策上の位置づけと公的支援—日英における政策の展開及び国際比較の視点—」(レファレンス 平成15年1月号) が詳細に記述している。
- 14 障害者生活手当 (Disability Living Allowance) の受給資格の年齢要件について、受給年齢の上限が65歳だったが、現在は、法72条1A項で16歳に達するまでとされている。なお、16歳以上の障害がある者については、2012年の福祉改革法 (Welfare Reform Act 2012) により個人自立支払制度 (Personal independence payment) へと移管された。当制度は、福祉改革法2012 (Welfare Reform Act 2012) 77条から81条までに規定されている。
- 15 Lan Greaves, "*Disability Rights Handbook 44rd Edition April*

2019-April2020”, Disability Rights UK, p.16.

16 <https://www.gov.uk/dla-disability-living-allowance-benefit>, accessed 24 July 2020.

17 障害者生活手当（disability living allowance）に関するイギリス政府のホームページ参照。 <https://www.gov.uk/disability-living-allowance-children>, accessed 15 Jan. 2020.

なお、Lan Greaves, Op.cit.p.16 では、障害児を養育するために生じる追加的なコストに対する援助とされている。

18 障害者生活手当（Disability Living Allowance）は、介護部分（care component）、移動部分（mobility component）のどちらか一方又は双方ともに受給できる（法71条（2））。

19 個人自立支払い規則（The Personal Independence Payment（Transitional Provisions）Regulations 2013 5.）5条参照。

The Personal Independence Payment（Transitional Provisions）Regulations 2013 5.

http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2013/387/pdfs/ukxi_20130387_en.pdf, accessed 17 April 2020.

なお、16歳になったときに労働年金省（Department for Work and Pension）が個人自立支払（Personal independence payment）へ移行することを通知するが、その通知を受け、個人自立支払（Personal independence payment）が決定されるまで支給される。Lan Greaves, Op. cit. p.16.

20 本項の記述は、主にLan Greaves, Op. cit. pp.24-pp25.に負っている。

21 申請書は、70項目の質問形式となっている。申請書様式には71項目に署名欄があるが、質問形式としては70項目である。

請求の様式については、労働年金省（DWP（Department for Work & Pension））の16歳以下の子どものための障害者生活手当（Disability Living Allowance for a child under 16）参照。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/788243/dla_1_a-child-print.pdf.
accessed 25 April 2020.

- 22 Disability Living Allowance (DLA) for childrenに関するイギリス政府のホームページ。

<https://www.gov.uk/disability-living-allowance-children/rates>, accessed 5 Apr. 2020.

- 23 個人自立支払い規則 (The Personal Independence Payment (Transitional Provisions) Regulations 2013 5.) 5条参照。

The Personal Independence Payment (Transitional Provisions) Regulations 2013 5.

http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2013/387/pdfs/ukxi_20130387_en.pdf. accessed 17 April 2020.

なお、16歳になったときに労働年金省 (Department for Work and Pension) が個人自立支払 (Personal independence payment) へ移行することを通知するが、その通知を受け、個人自立支払 (Personal independence payment) が決定されるまで支給される。

Lan Greaves, "*Disability Rights Handbook 44th Edition April 2019-April 2020*", Disability Rights UK, p.16.

- 24 ここでいう規則は、社会保障 (障害者生活手当) 規則1991 (The Social Security (Disability Living Allowance) Regulations 1991) をさす。

http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2013/387/pdfs/ukxi_20130387_en.pdf. accessed 17 April 2020.

- 25 このほかにも同項には (c) として、両眼を有する場合は両眼を結合して見るべきである、視力測定には、Snellen Scaleを用いる等が規定されている。

- 26 Disability Living Allowance (DLA) for childrenに関するイギリス政府のホームページ。

<https://www.gov.uk/disability-living-allowance-children/rates>, accessed 5 Apr. 2020.

